

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	独立行政法人海洋研究開発機構被災施設（地球深部探査船「ちきゅう」）の復旧		担当部局庁	研究開発局	作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	海洋地球課	海洋地球課長 井上 諭一	
会計区分	一般会計		施策名	X-3 環境・海洋分野の研究開発の重点的推進		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人海洋研究開発機構法第17条		関係する計画、通知等	海洋基本計画(平成20年3月閣議決定)等		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「東北地方太平洋沖地震」に伴う津波により損傷を受けた地球深部探査船「ちきゅう」の原状回復を図ることで、IODP(日本と米国が主導する地球内部構造の解明を目的等とした国際的な海洋科学掘削計画)に基づく掘削計画を推進する。IODPにおいては、東南海・南海地震震源域を掘削し、巨大地震発生メカニズムの総合的解明を目指す「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を実施している。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	独立行政法人海洋研究開発機構の保有する地球深部探査船「ちきゅう」は、2011年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」に伴う津波により、船底及びアジマススラスト(推進器)に損傷を受けた。船底亀裂の補修については既に終了しており、アジマススラスト本体については現在製作中である。本事業は、アジマススラスト結合部と旋回制御部の製作及びアジマススラスト搭載工事を行い、同船の原状回復を図るものである。(補助率:定額)					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	—	359	—	231	590	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標	単位	23年度活動見込
	IODPに基づく掘削計画を推進する地球深部探査船「ちきゅう」の復旧を目的としており、成果目標等を数値で定量化することは困難。			活動指標 (アウトプット) ※上段( )書きは予算措置の取組に係る見込み	船舶の修復 実施件数	件
単位当たりコスト	231(百万円/件)		算出根拠	第3次補正予算要求額(231百万円)/船舶の修復実施件数(1件)		

事業所管部局による点検

項目	内容
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。	左記提言及び基本方針では、研究基盤の早期回復を図ることが掲げられているほか、左記基本方針では、地質や地殻変動等の複合的な調査により地震・津波災害のリスクを評価し、高度な地震・津波予測を実施することが方針として掲げられており、整合性がとられている。
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	地球深部探査船「ちきゅう」は我が国で唯一、深部海底下まで掘削できる研究船であり、東南海・南海地震震源域を掘削し、巨大地震発生メカニズムの総合的解明を目指す「南海トラフ地震発生帯掘削計画」の中で活用されている。このため、同船の復旧は、我が国の防災体制の構築に貢献するものであり、優先度は高い。
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。	地球深部探査船「ちきゅう」の科学掘削能力の回復は本事業の実施によってのみ実現される。また、巨大地震発生メカニズムの総合的解明を目指す「南海トラフ地震発生帯掘削計画」の遂行には、本事業の実施が不可欠である。
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	「南海トラフ地震発生帯掘削計画」は2008年から6ヶ年計画で実施してきたプロジェクトであり、地球深部探査船「ちきゅう」の原状回復が図られない場合、これまで投資された予算を無駄にするだけでなく、我が国のIODPにおける国際約束が果たせなくなる。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	IODPに基づく掘削計画は国が主導する国際プロジェクトであるため、同計画において活用される地球深部探査船「ちきゅう」の原状回復は国が実施する。
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を予定どおり進められるよう地球深部探査船「ちきゅう」の復旧を完了させる予定である。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	本事業は直ちに実施可能である。また、本事業の執行・進行管理については、独立行政法人海洋研究開発機構における規定に従い適切に実施されるものである。